

令和5年度運行管理者講習(一般・基礎)受講助成事業要領

令和5年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会(以下「協会」という。)の会員、協会未加入事業者(以下「非会員」という。)の従業員が、指定講習実施機関の行う運行管理者講習(一般・基礎)を受講した場合、受講料の一部を助成することによって、運行管理者の資質向上を図ることを目的とする。

2 助成対象者

(1) 一般講習

ア 会員 会費の未納が無いもの

イ 非会員 Gマーク認定事業所であること。

(2) 基礎講習

会員 会費の未納が無いもの

3 助成対象・件数・金額

	助成対象	助成件数	助成金額
一般講習	(1)～(3)の条件を満たす講習 (1)福島県内事業所に従事している者で、かつ、運行管理者として選任された者が受講する一般講習。 (2)指定講習実施機関に事前予約済みの一般講習。 (3)令和5年4月1日から令和6年2月29日まで受講したもの。	会員・非会員ともに、運行管理者として選任されている人数を上限とする。	1人 1,500円
基礎講習	(1)～(3)の条件を満たす講習 (1)福島県内事業所に従事している者が受講する基礎講習。 (2)指定講習実施機関に事前予約済みの基礎講習。 (3)令和5年4月1日から令和6年2月29日まで受講したもの。	会員は、車両保有台数(令和5年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の車両保有台数とする。)の1割(端数は切上げ)を上限とする。 非会員は、令和5年4月1日現在の車両保有台数の1割(端数は切上げ)を上限とする。	1人 5,000円

4 指定講習実施機関

(1)自動車事故対策機構

電話 024-522-6626

(2)富久山自動車教習所 附属交通安全研究所

電話 024-955-6131

(3)平中央自動車学校

電話 0246-26-3429

(4)南湖自動車学校

電話 0248-22-1177

- | | |
|------------------|------------------|
| (5)適正安全輸送協会 | 電話 090-7667-1580 |
| (6)保原自動車学校 | 電話 024-575-2224 |
| (7)ヤマト・スタッフ・サプライ | 電話 022-706-1487 |
| (8)扇町自動車学校 | 電話 0242-22-3759 |

5 申請期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額 3,500,000円

7 助成金の申請手続

- (1)電子申請とする。協会ホームページより申請申込を行い、運行管理者講習受講助成票を印刷する。運行管理者講習受講助成票に代表印を押して、運行管理者講習を受講する際、講習実施機関に提出する。
- (2)印は代表者印とする。なお、支店・営業所において代表者印が無い場合に限り、事業所印及び代表者の私印の使用を認める。